

## 酒田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する教育委員会訓令

酒田市教育委員会文書管理規程（令和4年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムにおいて決裁を受ける場合は、当該システムの付番機能の利用をもって、指令番号簿の付番に代えることができる。

第12条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムにおいて決裁を受ける場合は、当該システムの付番機能の利用をもって、文書収発簿の付番に代えることができる。

第14条第1項中「発信者名は」の次に「、酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第5号）第1条第1項の規定により教育長に委任された事項（以下「教育長委任事務」という。）を除き」を加え、ただし書を削り、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

教育長委任事務に関する施行文書の発信者名は、教育長名を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところによることができる。

第16条中「措置は」の次に「、原則として」を加える。

別表第1 5 市の歴史、伝統等の文化遺産に関する公文書の部を削り、同表中

「

6	学校の管理及び運営に関する公文書
7	学校教育に関する公文書
8	児童及び生徒に関する公文書
9	学校給食に関する公文書
10	学校保健に関する公文書
11	社会教育に関する公文書

を

「

5	学校の管理及び運営に関する公文書
6	学校教育に関する公文書
7	児童及び生徒に関する公文書
8	学校給食に関する公文書
9	学校保健に関する公文書
10	社会教育に関する公文書

に改め、

」

」

同表 1 2 文化芸術に関する公文書の部を削り、同表中

「



」を「



」に改め、

同表に備考として次のように加える。

備考 学校が保有する公文書の保存期間は、法令又は国若しくは他の地方公共団体が定める公文書の保存に関する規程（以下「法令等」という。）と保存期間について整合を図る必要があるときは、当該法令等で規定する保存期間とすることができる。

別表第 2 中

「



」を「



」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。